

令和 7 年度 第 1 回
府中市国民健康保険運営協議会会議録

市民部保険年金課

令和7年度第1回府中市国民健康保険運営協議会

1 日 時 令和7年7月16日（水） 午後1時30分～午後2時45分

2 場 所 府中市役所第二庁舎3階会議室

3 出席者 (1) 運営協議会委員

区分	氏名	出欠
被保険者を代表する委員	榎 本 成 子	○
	佐 藤 俊 浩	○
	藤 見 義 彦	○
	白 信 康	○
	石 坂 政太郎	○
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	小 林 哲 也	○
	中 村 公 彦	○
	山 本 純 一	○
	黒 米 俊 哉	○
	赤 松 利 光	○
公益を代表する委員	渡 辺 しょう	○
	高 津 みどり	○
	手 塚 としひさ	○
	田 中 亜衣子	○
	大 柳 敏 浩	○
被用者保険等保険者を代表する委員	馬 場 隆 之	○
	安 田 泰 三	○

(2) 事務局

職	氏名
市民部長	前 澤 恵 介
市民部保険年金課長	平 井 雅 士
市民部納税課長	青木葉 一 幸
市民部保険年金課長補佐	黒 木 俊 二
市民部納税課長補佐	小 暮 淳 史
市民部保険年金課給付係長	渡 邊 信 行
市民部保険年金課保険税係長	村 田 憲 洋
市民部納税課滞納対策係長	宇 田 泰 平
市民部保険年金課事務職員	伊 藤 沙 織

4 傍聴者 1 人

令和 7 年度第 1 回府中市国民健康保険運営協議会
(令和 7 年 7 月 1 6 日開催)

会議録 (要点筆記)

[各委員着席]

給付係長： 定刻となりましたので、ただいまより「令和 7 年度第 1 回府中市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

皆様にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

議事の進行までの間、司会を務めさせていただきます、保険年金課給付係長の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

給付係長が、配付資料の確認を行った。

それでは早速、議事日程に従いまして、進めさせていただきます。

日程第 1 の委嘱状交付でございますが、本来であれば、お一人ずつ市長からお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので、既にお手元に配付させていただきました。

大変恐縮ではございますが、略式にて委嘱状の交付とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

ここで、委員の委嘱に当たりまして、高野市長からご挨拶申し上げますところですが、公務の都合により、古森副市長からご挨拶申し上げます。

副市長が、挨拶を行った。

給付係長： このたびご就任いただきました委員の皆さまの名簿につきましては、資料 1 として事前にお送りさせていただいております。

本日は、委員改選後の第 1 回目の会議でございますので、恐れ入りますが、お一人ずつ一言自己紹介をお願いしたく存じます。

ただいま、マイクをお持ちいたしますので、順番をお願いいたします。

全 委 員： 自己紹介

給付係長： ありがとうございました。

本日の会議は、欠席の方はいらっしゃらないことから、出席が委員定数の2分の1を超えておりますので、本協議会が有効に開催されますことを申し添えます。

ここで、副市長におかれましては、このあと他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

続きまして、事務局職員の紹介をいたします。

事 務 局： 自己紹介

給付係長： ここで、私から本協議会の設置・運営等につきまして説明させていただきます。資料2をご覧ください。

給付係長が、資料の説明を行った。

給付係長： 続きまして、日程第2の臨時議長の選出でございます。

今回は、公益を代表する委員のうち、事務局からの指名に基づき、臨時議長をお願いしたいと思いますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

給付係長： ご異議ないようでございますので、そのように進めさせていただきます。

それでは、手塚委員に臨時議長をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、手塚委員、お席の移動をお願いいたします。

臨時議長： ただいま、ご指名によりまして、臨時議長の職を務めることになりました手塚です。

会長が決定するまでの議事進行にご協力をお願いします。

それでは早速、日程第3の会長選挙ですが、会長職務代行者選挙と一括審

議とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： 異議なし。

臨時議長： ご異議がないようですので、日程第3の会長選挙及び会長職務代行者選挙は一括審議とします。

会長及び会長職務代行者については、府中市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、公益を代表する委員から選出することになっております。

選出の方法についてですが、指名推薦の方法でよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

臨時議長： ご異議がないようですので、指名推薦の方法で行います。どなたか推薦がございましたら、お願いいたします。

委 員： 議長

委 員： 会長には、市議会の議長も務められたご経験もある手塚委員が適任と考え、推薦します。また、会長職務代行者には、慣例として教育委員会選出の方が務められておりますことから、田中委員を推薦します。

臨時議長： ただいま、会長は私、手塚に、会長職務代行者は田中委員にお願いしたいとの推薦がございましたが、ほかに推薦はございますか。

無いようでございますので、それでは、会長は私、手塚に、会長職務代行者は田中委員とすることで、いかがでしょうか。

委 員： 異議なし。

臨時議長： それでは、ご異議がないようですので、会長は私、手塚に、会長職務代行者は田中委員に決定いたします。

これをもって、会長及び会長職務代行者の選挙を終わります。

私は、これで臨時議長を退任いたします。

皆様、ご協力ありがとうございました。

会 長： それでは、改めまして、ただいま皆さまのご推挙によりまして、府中市国民健康保険運営協議会の会長を仰せつかりましたので、ご挨拶申し上げます。

国民健康保険制度は、構造的な問題を抱えており、被保険者の減少傾向の一方で医療技術の高度化に伴う医療費の増加など、取り巻く情勢も厳しいものとなっておりますが、皆さまの忌憚のないご意見、そして審議等を経ながら、進めてまいりたいと思っておりますので、本協議会の円滑な議事運営へのご協力をお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、会長職務代行者である田中委員から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。お願いします。

会長職務代行者： このたび、会長職務代行者に任命されました田中でございます。微力ではございますが、会長職務代行者を務めさせていただきたいと思っておりますので、みなさまどうぞよろしくお願いいたします。

会 長： それでは、府中市国民健康保険運営協議会規則 第6条第1項に基づき、議長を務めさせていただきます。早速ですが、議事日程に基づき、はじめたいと思います。

はじめに、本日の会議の傍聴希望者ですが、1人の傍聴希望者がいらっしゃいますので、府中市附属機関等の会議の公開に関する規則に基づき、傍聴を承認してよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは、傍聴希望の方は、お入りください。

それでは、日程第4の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議終了後、その会議録を作成するに当たり内容確認及び署名をしていただくことになります。

指名は会議ごとに行い、その順番は慣例として委員名簿の選出区分の記載順としておりますので、第1回会議の会議録署名委員には、

被保険者を代表する委員から榎本委員
保険医又は保険薬剤師を代表する委員から小林委員
公益を代表する委員から渡辺委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： ご異議がないようですので、各委員に、本日の会議の会議録署名委員をお願いいたします。

続きまして、日程第５の「令和６年度国民健康保険特別会計決算見込みについて」を議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、参考資料１、２、３と合わせて資料の説明を行った。

会 長： 説明が終わりました。ご質問はございますか。

なお、ご発言に当たりましては、事務局からマイクをお渡ししますので、お使いいただきますようお願いいたします

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは特に質問がないようでございますので、本件は了承としてよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは、これで本件は了承といたします。

続きまして、日程第６の「国民健康保険保健事業実施計画に基づく保健事業等について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会 長： 説明が終わりました。ご質問やご意見はございますか。

委 員： ２ページのオの支援内容について、委託してやられるということですが、フォローで電話、メールとありますが、最近は警察や自治体を語っての詐欺電話が多いため、知らない電話は出ないということがかなりあると思います。そのような中でその辺りをどのように対応されているのか知りたいなと思います。以上です。

給付係長： 今ご質問いただいた特定保健指導における電話やメールによる支援ですが、まずはこちらから特定保健指導に参加しませんかという形で手紙を送付しております。

その後、委託業者からお誘いのお電話を差し上げるのですが、今ご質問があったとおり、詐欺電話じゃないかと疑われるケースも実際にございます。何かそれに対して工夫しているようなことは、今現在ではありません。場合によっては職員からこういう事情でこちらの方が委託してご連絡させていただいておりますという補足の連絡をするというような形でフォローしているのが実態でございます。以上です。

会 長： はい、答弁が終わりました。よろしいでしょうか。

委 員： ありがとうございます。とりあえずわかりました。

会 長： 他にご質問、ご意見等ございますか。

それでは、他にないようでございますので、本件は了承としてよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それではこれで本件は了承といたします。

続きまして、日程第７の「令和７年度国民健康保険税当初賦課の状況について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会 長： はい、説明が終わりました。ご質問やご意見ございますか。

委 員： 基本で申し訳ないのですが、念のため確認させてください。

課税状況の世帯数について、国民健康保険というのは確か均等割があるので、この世帯数というのは、非課税の方は含まれないと考えてよろしいのでしょうか。以上です。

保険年金課長補佐： 均等割というのは全ての方に均等にかかるものですので基本的には国民健康保険に加入している人全員にかかっているものでございます。

会 長： はい、答弁が終わりました。よろしいでしょうか。

委 員： ありがとうございます。

会 長： はい、他にご意見ご質問等ございますか。

他にご質問がないようでございますので、本件は了承してよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： ご異議がないようでございますので、それではこれで本件は了承といたします。

続きまして、日程第8の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る府中市国民健康保険の対応について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会 長： はい、説明が終わりました。ご質問やご意見はございますか。

委員： 質問というかお聞きしたいことが1点あります。

マイナンバーカードの更新をし忘れた方が、資格確認書を欲しがる場合は、市役所さんにお問い合わせいただけるのですかという質問です。

保険年金課長補佐： 基本的にマイナンバーカードの有効期限が切れている方については切れた後も3か月間は利用できるようになっておりますのでその間にマイナンバーカードの有効期限の更新をしていただくような形になります。

マイナ保険証の利用登録を解除していただいた場合には、資格確認書を交付するという手続きが可能になっております。以上でございます。

委員： お年寄りの方がうっかりという結構長い間忘れていて、更新してくださいと言っても忘れてしまうケースなど3か月を超えてしまう場合も今後出てくるかもしれません。3か月が過ぎた場合でも、手続きはすぐに可能ですか。

保険税係長： お答えいたします。

3か月の経過期間が切れた方につきましては、市側で定期的に確認をしております、確認が取れた方については随時資格確認書を交付するようにしております。以上でございます。

会長： はい、よろしいですか。

他にご質問、ご意見等ございますか。

委員： マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになって4年ぐらい経つかと思います。今日の説明を聞いてかなり骨格もよくできてきているようですが、その間メリットはもちろん、デメリットも指摘されています。

患者さんが医療機関でマイナンバーカードを利用すると暗証番号が違ったり、顔認証がうまくいかなかったりといろいろなエラーが発生していたかと思います。

患者さんばかりでなく医療機関も困惑していましたけれども、現在かなり良くなっているのだと思うのですが、実際のところがわからないので、その点について可能な限りで伺えないかと思います。よろしくお願いいたします。

保険税係長： あくまで市の保険者側での立場としてではございますが、当初はそういった今委員がおっしゃったようなトラブルといいますかうまく認証できないというお声があったというふうに聞いておりますけれども、最近はお客様から特にそういったお話を聞くこともない状況でございます。以上でございます。

会 長： はい、よろしいでしょうか。

委 員： はい。

会 長： 他にご質問ご意見ございますか。

委 員： ご説明ありがとうございました。2点確認させていただきます。

資格確認書または資格情報のお知らせをそれぞれ対象者の方に送られると思うのですが、現在の府中市の状況について、どれぐらいの割合でしょうか。人数がもしわかれば教えてください。

あと2点目が、資格確認書の一斉更新をした場合の有効期限が原則としてということでここに書かれてあるのですが、この有効期限が終わった後は、またさらに更新という形で送付されるのでしょうか。

その2点についてお願いいたします。

保険税係長： 順次お答えいたします。

まず、資格確認書と資格情報のお知らせの割合でございますが、人数につきましては、今最終的な発送人数を固めている段階ですので、割合で申しあげますと、資格情報のお知らせがおおむね6割、資格確認書がおおむね4割でございます。

続きまして、有効期限が切れた後の更新につきましては、資格情報のお知らせにつきましては、70歳から74歳以外の方は有効期限がございませんので、今回全世帯に交付して以降は、基本的には随時、例えば紛失や汚損などでご申請いただいた場合に再交付する形になります。70歳から74歳の方の資格情報のお知らせにつきましては、割合判定が年1回発生しますので、年1回必ず交付をいたします。

資格確認書につきましては、2年間の有効期限が到来したタイミングで自動更新されます。なお、資格確認書につきましても、70歳から74歳の方

は割合判定がございますので、年 1 回更新する形になります。以上でございます。

会 長： よろしいですか。

委 員： はい。

会 長： 他にご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは他にご質問がないようでございますので、本件は了承としてよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは、これで本件は了承といたします。

続きまして、日程第 9 の「令和 8 年度国民健康保険税の税率等に関する諮問及び令和 7 年度国民健康保険運営協議会開催予定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会 長： はい、説明が終わりました。ご質問やご意見等はございますか。

よろしいですか。

それでは特にないようでございますので、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： はい、ご異議なしということでございますので、本件は了承といたします。

続きまして、日程第 10 の「その他」についてを議題といたします。

事務局、何かありますか。

給付係長が、事務連絡を行った。

会 長： 委員の皆様から何かご質問などございますか。

それでは特にないようでございますので、以上とさせていただきます。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年度第 1 回府中市国民健康保険運営協議会を閉
会いたします。

議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。